

3件の訴訟が進行中（スーパー堤防）水余りなのに460億円負担（ハツ場ダム） 「止まらぬ公共事業の謎」講演会で大江・西島両弁護士が二つの公共事業でレクチャー



スーパー堤防裁判について語る大江弁護士(右)と西島弁護士(左)



ハツ場ダムの公共事業について語る西島弁護士。熱心に耳を傾ける会場の皆さん。

6月6日(土)午前10時から、私達は北小岩コミュニティ会館に大江京子、西島和両弁護士を招き、江戸川町会18班地区裁判の現状と、止まらぬ公共事業の謎などについてレクチャーを受けました。以下に当日の様様を再現します。

大江弁護士 平成23年から江戸川区に對し提訴、現在3件が進行中。第一次訴訟は、江戸川区を被告に「区のスーパー堤防事業中止を求め」訴訟としてスタート、目下、最高裁までいっている。

次いで「仮換地処分取消訴訟」。この事業には地権者の同意が必要だが、区の事業に国が入り込んで住民の合意なしで盛土工事をやろうとしている点。

そして国と区を被告とした「事業の差止めと損害賠償請求」、つまりスーパー堤防事業は止めよ！の本体訴訟で、この裁判で国を相手とすることが出来、また盛土工事の中止を求めている。

この事業は違法と同時に住民に移転、仮住まいなど大きな被害を及ぼしている。国が行う法的根拠は何か？。国は地権者の承諾を得ぬまま、事業を行う権限はない。国民の権利を侵害しているからだ。

一方、国は地権者の同意は必要ない。何故なら江戸川区が同意しているからだ。の立場にあり、これが争点になっていると報告しました。

西島弁護士 ハツ場ダム裁判の経験から公共事業について考えてみたい。

財政法というのがある。諸事業は年度の収入(税収)で賄え、なのだが、公共事業は将来にわたるため借金も可、というものだ。この20年、収支の差は拡大するばかり、その差は借金で埋めている。

ハツ場ダムは昭和22年のカスリン台風を機に計画され、目的は水道水(利水)、水害対策(治水)など。しかし、現在は水需要が足りているのに、東京都は毎年460億円をも負担している。

「利根川・江戸川治水計画」があり、両河川の流量を計画しているが、その将来30年の計画にスーパー堤防が位置付けられている。これがおかしい。

そもそも公共事業は何故、止まらないのか。一部の人の利益になるからだ。国交省が事業を調査する会社、土建会社、ゼネコンなどに発注、受注した会社は役人の天下り先になる。また、土建会社は地元の政治家へ献金、特定の利益を誘導する。その意味でハツ場ダムもスーパー堤防も政策の歪みなのだ。

ではどうするか？。例えば政策決定に参加することもある。都の負担差止を求める住民訴訟もある。計画以来70年、未だ本体工事着工も出来ないハツ場ダム。このまま放置していいのだろうか。